

○ご意見一覧

番号	主管課	該当・関連頁	意見	意見元	修正頁	対応等
1	こども保育課	39~40	国の保育士配置基準改定に伴う保育士確保の施策は、本計画に反映されているか？	会議委員	-	保育人材の確保につきましては、令和6年度に改正された保育士配置基準を踏まえております。
2	こども保育課	39~40	国の補正予算で、10%以上の保育士処遇改善が実施される見通しだが、それに伴い本市はどのようなアクションを起こすのか？	会議委員	-	公定価格は、人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じた保育士等の処遇改善に関する改正が行われており、改正後公定価格に基づいた運営費を支払っております。
3	こども保育課	39~40	市川市のように東京都に隣接する自治体は、千葉県からの要望書という形で、保育の公定価格見直しを国に改定を求めているが、本市は、アクアラインを渡ると川崎市や大田区に隣接し、保育士の流出防止施策が重要と思われるが施策の反映はいかがか？	会議委員	-	保育士の給与の原資となる公定価格の地域区分に関しては、令和6年10月22日付けで、千葉県及び千葉県市長会により、こども家庭庁に対して、保育の公定価格における地域区分の見直し及び単価の設定に関する要望書を提出しております。また、令和6年12月23日付けで、千葉県ほか5県による要望書が提出されております。 本市の公定価格の地域区分は、県内では、袖ヶ浦市、富津市等と、県外では東京都特別区、神奈川県横浜市、川崎市等との差が生じております。このため、給与水準の高い地域への保育士の流出により、市内保育施設での保育士確保が難しい状況にあります。 こうした状況に鑑み、市では、民間保育園運営費等補助金で、千葉県保育士処遇改善事業分として保育士一人当たり月額20,000円、市の民間保育園職員給与改善費事業として、保育士一人あたり10,000円の補助金を交付しております。
4	こども保育課	39~40	公定価格は、本市に隣接する袖ヶ浦市とも大きな開きがあり、保育園や認定こども園の運営上にも格差が生じており、幼児期の保育・教育の質を保つ上でも、国や県に働きかける施策を計画すべきかと思われるが、施策に反映してはいかがか？	会議委員	-	公定価格の地域区分による差は全国的な問題であり、市としても、県及び千葉県市長会に対して、地域区分の見直しについて働きかけ、千葉県及び千葉県市長会による国への要望を通じて、改善を図ってまいりたいと考えております。
5	こども保育課	45	全国的には、公立の中学校数を上回るこども食堂が、本市にも12か所あり、こどもの居場所となっている。経済的な家庭の事情で、学童クラブに通えない児童や家庭の救済施策として、こども食堂に対する支援や放課後児童健全育成事業への当該家庭への支援が、施策にあってもよいのではないか？	会議委員	-	令和7年度に策定を予定している「(仮称)こども計画」にあわせて、こどもの居場所づくりに関する施策として、こども食堂への支援、放課後児童クラブ利用者の経済的負担軽減について、検討してまいりたいと考えております。

○ご意見一覧

番号	主管課	該当・関連頁	意見	意見元	修正頁	対応等
6	こども保育課	22	病児・病後児保育に関する取組評価について、第1期では、ニーズがあるとしていたのに、第2期では、ニーズの把握をして必要量の確保が必要とは、後退しているのではないか？	意見公募	22	「ニーズを把握するとともに」を「ニーズに対応した」に修正いたします。
7	こども保育課	22	通所事業については、第1期の取組評価で「保育の質に関する評価方法の検討が必要」と課題になっていたが、第2期では課題には掲げていない。ということは、解決したのか。課題とっていないのかどちらか。	意見公募	22	「各事業のニーズに対応した事業を展開するとともに、質の向上に向けた事業の評価方法について検討が必要。」と、記載を追加します。
8	こども保育課	22	取組評価について、「一時預かりと幼稚園の預かり保育では、利用数が増えており、適切な対応が課題」としているが、適切な対応とはどのようなことをさすか。	意見公募	-	一時預かり事業実施施設における利用数の把握や、保護者への実施施設の周知など、情報の不足等により施設を利用できない方が発生することを防止する対応をさします。
9	子育て支援課	23	乳児家庭全戸訪問事業における取組評価について、第1期の課題は、養育支援訪問の体制づくりだった。それはできたのか。養育支援訪問とは、保護者の悩みや心配事等に対応することだったのか、だとしたら、体制はできたものの、資質向上が課題と、はっきり掲載すべきだ。	意見公募	23	第1期の課題で記載した養育支援訪問事業の体制づくりについては実施ができており、別項目にて実績を記載いたしました。なお、乳児家庭全戸訪問事業と養育支援事業については別事業になります。課題については乳児家庭全戸訪問事業の課題として記載させていただきました。
10	子育て支援課	23	地域子育て支援拠点における取組評価について、第1期では、利用は伸びているものの、さらに利用に結び付かない保護者へのアプローチが課題としていた。しかし、第2期では、利用が減少しているから利用に結び付かない保護者へのアプローチが課題としている。そもそも、利用減少の要因はなにかをはっきりすべき。アプローチの意味が変わってくる。たとえば、子育て支援センターを利用する年齢層の子どもの保育園入園希望が増えていいるなら、保護者の環境の変化であり、アプローチしても効果はない。	意見公募	-	子育て支援センターは就学前のお子さんが過ごせる場所ですので、降園後に親子で過ごせる場所であることや休日ひろばを開放していること、また、近年地域とのつながりが希薄になっており、市外からの転入者も多く孤独な子育てになっている家庭も多いため、特にそのような世帯に向けてアプローチを続けていきます。 現在、ホームページ、LINE、X、きさチルアプリにて各支援センターの情報やイベント内容の通知を行い、月間予定を記載しているチラシを市役所の一部窓口でも配布しておりますので、その他に利用者増加に繋がりそうなアプローチ方法がありましたら活用して参ります。
11	まなび支援センター	23	青少年・子育て相談の周知方法における取組評価について、相談カードをつくり、周知に努めたことは成果である。相談カード以外の方法は、なぜ必要と考えたのか、それが書かれてこそ、課題であり、次期計画へのステップとなるのではないか。	意見公募	23	ご意見ありがとうございます。相談カードが届かない対象者への周知方法を探りより多くの人への周知を図ります。課題に追記しました。
12	まなび支援センター	23	学校適応指導教室「あさひ学級」における取組評価について、第2期の途中から、生徒の原籍校復帰を目標していなかったのではないか。成果の記述変更を求める。また、県内では初めてアバターを活用したオンラインも成果として記述すべきである。	意見公募	23	ご指摘のとおり、記載内容を精査し現在掲げている目標に沿った内容に記載を変更しました。

○ご意見一覧

番号	主管課	該当・関連頁	意見	意見元	修正頁	対応等
13	生涯学習課 こども保育課	23	放課後子ども教室における取組評価について、放課後児童クラブとの連携強化は、なぜ必要なのか、かたやボランティアであり、放課後児童クラブは、さまざまなルールにのっとり、自分たちでシフトを組んで運営しているし、保護者も利用料金を支払っているのでは？どのようなことを連携強化したほうがいいと考えているのか。	意見公募	-	放課後子ども教室は、放課後児童クラブを利用している児童も含めた全てのこどもたちの参加を促進することで、様々な学びや体験活動、外遊びの機会ができる居場所づくりを目指します。 両事業間で情報共有等の連携強化を推進することで、次代を担うすべての子どもが安全で安心して過ごせる多様な居場所を持ち、健全な育成が図れると考えております。
14	市街地整備課	25	子育てしやすい環境の整備についての取組評価の部分、子育てしやすい環境の整備にかかる成果としては、もっと具体的に書いてほしい。未就学児の遊具を備えた公園、きまりきった遊具を設置するのではなく、広々としてボール遊びものびのびできる空間整備、中高生がボール遊びやスケボーなど利用できる公園を整備したのか、わかるとよい。	意見公募	25	新規公園整備、公園施設更新の成果について具体的に整備内容等を記載いたします。
15	子育て支援課	33	こども家庭庁の子供・子育て支援新制度では、こどもの年齢は18歳までとは決めていません。しかし、第3期計画では、18歳未満までと限定しています。その理由を説明したほうがいいです。	意見公募	-	子ども・子育て支援新制度においてはご指摘のとおり、こどもの年齢における制限は設けておりません。他方で、新制度において掲げられている施策は認定こども園の普及等をはじめとした教育・保育の場の確保、地域の子育て支援として利用者支援、子育て短期支援の充実等、乳幼児から義務教育卒業程度のこども及び家庭を主な対象としていと考えられます。また18歳以上のこども若者及び家庭においては、新たに策定が求められているこども計画にて対象とすることから、今回の計画においては対象外としております。
16	こども保育課	48	こども誰でも通園制度を展開するには、十分に検討を求めます。病児・病後児保育も実現していない中、障がいをもって看護が必要な場合はどうするのでしょうか。また、子育て支援センターの一時預かりではだめなのでしょうか。	意見公募	-	一時預かり事業のように、「保護者の立場からの必要性」に対応するものとは異なり、こどもを中心に考え、こどもの成長の観点から、「全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備する」ことを目的とし、実施施設等を限定されることなく、令和8年度より全国の市町村で実施されます。また、特別な配慮を要する児童に対しては、今後事業実施するなかで検討してまいります。
17						
18						
19						
20						